主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人小林多助上告趣意第一点について。

新刑訴四一一条は上告申立の事由を定めた規定でないばかりでなく、本件は、旧 刑訴の適用を受ける事件であるから、所論は刑訴応急措置法一三条二項の規定により、上告適法の理由とならない。それ故本論旨は採ることができない。

同第二点について。

しかし、少年法五二条は、裁判時における少年に対しその適用あるものであること とその前条の規定と対比することにより明白であるから、本論旨も採ることができない。

よつて旧刑訴四四六条に従い主文のとおり判決する。

この判決は裁判官全員の一致した意見である。

検察官 小幡勇三郎関与

昭和二四年九月二九日

最高裁判所第一小法廷

輔		悠	藤	斎	裁判長裁判官
郎	治	竹	田	沢	裁判官
毅			野	真	裁判官
郎		=	松	岩	裁判官